

「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託仕様書

1 委託業務名

「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託

2 目的

建設DXの最新技術や建設産業全般の取組について、小中学生やその保護者を含む広く一般の方々にPRすることを通じて、建設産業への興味・共感を広げ、業界全体のイメージアップ向上を図り、将来の担い手の確保につなげる。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年11月28日までとする。

4 イベントの概要

開催日時：令和7年10月11日（土）

10時00分～15時30分（予定）

会場：イオンモール秋田（秋田市御所野地蔵田1-1-1）

（屋内）セントラルコート

（屋外）第7駐車場 催事スペース

対象：児童・生徒及びその保護者、一般県民等

目標：来場者 2,000人

5 委託業務の内容

「けんせつ未来フェスタ」の開催準備や運営等に係る次の業務に必要な経費を見積もりを含めること。ただし、会場であるイオンモール秋田の使用料は県が別途契約・支払いを行うため、見積もりから除くこと。

(1) 全体計画の立案

① 準備からイベント当日までのタイムスケジュールを作成すること。

② 会場レイアウト案を作成すること。

③ 出展等について必要事項を記載した「出展者マニュアル」等を作成すること。

※イベントの規模は前年度と同程度を見込む（前年度：セントラルコート及び第7駐車場の2会場で開催し、PRコーナーやデモンストレーションエリア等を設置。昨年度のチラシを参照のこと。）。

(2) 出展者との連絡調整等

① 出展者と、出展内容やスケジュール、会場レイアウト、ブース運営（ブース仕様、必要備品、搬入・搬出方法ほか）等イベントの開催にあたり必要な連絡調整を行うこと。なお、出展者の選定は県が行い、各出展者の連絡先を受託者に提供する（個人情報の取り扱いに十分注意すること）。

② 出展にあたり必要な事項を記載した「出展者マニュアル」を各出展者に周知し、事前準備からイベント終了まで、円滑な運営を行うこと。

③ 出展物の運搬、搬入、搬出等は、原則として各出展者が行う。ただし、一部、受託者に運搬等を依頼する場合がある。

(3) イベントの周知

① 次の仕様により、周知用のチラシ・ポスターを作成すること。また、デザイン案を提案すること。

印刷部数：チラシ20,000部、ポスター500部

【資料2】

(ポスター折り曲げ有り450部、折り曲げ無し50部とする。)

※部数に変更がある場合は、県と協議の上、決定する。

形式等：チラシA4判カラー、上質紙90kg以上

ポスターB2判カラー、再生コート紙四六判換算135kg以上

その他：チラシはPDFデータでも納品すること。

- ② ①で作成したチラシ、ポスターに、県が提供する送り状(A4サイズ1枚)を同封の上、県内の小学校や道の駅等に発送すること(130箇所程度)。なお、残部については、建設政策課に納品すること。
- ③ その他、効果的な周知方法を提案し、開催までの期間に実施すること。

(4) 会場の設営・撤去等

- ① 机、椅子等イベントに必要な備品等の手配、会場の設営・撤去等を行うこと。なお、設営、撤去に当たっては、周囲の安全等に注意すること。
- ② 会場設営、撤去(出展者の展示物の搬入・搬出)の時間については、会場であるイオンモール秋田の担当者と調整の上決定すること(イベント前日及び当日の2日間(10月10日、11日)、会場を確保している)。
- ③ 屋外会場については、雨天時に備えテントを設置すること(小雨決行)。また、警報発令等、荒天時の対応方針を検討すること。

(5) スタンプラリー、来場者アンケート等の実施

- ① より多くのブースを回ってもらうため、スタンプラリーを実施すること。また、景品を用意し、抽選により配布すること。
- ② 来場者数をカウントし、全体の来場者数を把握すること。
- ③ 来場者アンケートを作成し、実施・回収・集計すること。
- ④ イベントの記録として、イベント当日の写真を撮影の上、納品すること。

(6) その他、運営管理業務

- ① 本業務を円滑に実施するために、実施体制を整えること。また、委託業務の進捗状況について適宜報告すること。
- ② イベント全体の運営本部を設置すること。
- ③ イベント保険に加入すること。
- ④ 来場者の安全に十分配慮すること。
- ⑤ 来場者から入場料は徴収しないこと。
- ⑥ 県のPRブースの設置を行うこと(内容は別途調整する)。

6 実績報告等

受託者は、業務委託が完了したときは、委託契約書に定めるところにより、委託業務完了届を委託者に提出すること。

7 その他

- ・本仕様書に定めのない事項については、その都度、県及び受託者が協議を行い、業務を進めるものとする。
- ・様々な事由により、事業の一部を中止とした場合、委託費は県と受託者が協議の上、変更契約する。
- ・本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。